

# 一般社団法人全国農業会議所「農業研修生総合保険」Q & A

## I. 申込み手続きについて

Q 1. 申込み手続きは、どのようにすればよいですか？

A 1. パンフレットの加入依頼書<記載例>をご参照ください。

加入タイプを定め、「農業研修生総合保険 加入依頼書」に必要事項を記載し、ご希望の補償開始月の前月 25 日までに(一社) 全国農業会議所宛に F A X または E・m a i l にて送付してください。

また、合計保険料を補償開始月の当月末日までに銀行指定口座へお振り込みください。振込手数料はご加入者負担です。

<ご注意>

ご加入されるタイプ（傷害保険：A・B・A2・B2のいずれか、賠償責任保険：C・Dのいずれか）と補償期間（最長1年間※）に応じて加入依頼書に記載された保険料を記入してください。

研修期間が、月の途中までであっても、1日からの1か月単位でのご加入になります。

※1年を超える場合は、再度更新の加入依頼書を提出いただく必要があります。新規・更新のいずれかに○をお願いします。

\* 傷害保険と賠償責任保険はどちらも個別にご加入いただけます。

例) 賠償責任保険のみのご加入も可能です。

Q 2. 「加入依頼書」を書き損じた場合、改めて書き直しが必要ですか？

A 2. 書き直しは不要です。二重線で消して、正しい内容をご記入ください。

Q 3. 補償はいつから開始されるのですか？

A 3. 「加入依頼書」をご希望の補償開始月の前月 25 日までに(一社) 全国農業会議所宛に F A X または E・m a i l いただき、かつ合計保険料を補償開始月の当月末日までに銀行指定口座へお振り込みいただくことにより当月 1 日 16 時から補償されます。

Q 4. パンフレットにあるタイプ以外の加入はできますか？

A 4. 申し訳ありませんが、パンフレットに記載のタイプ以外のご加入はできません。

Q 5. 加入者証は、いつ頃届くのでしょうか？

A 5. 加入手続きをされた翌々月中旬頃までに加入者宛てに郵送いたします。加入者証がお手元に届くまでは、「加入依頼書」のコピーなどの保管をお願いいたします。

Q 6. 農業研修を途中でやめた場合等、保険を解約したい時はどうしたらよいですか？

A 6. 脱退の手続きをしていただくこととなりますので取扱代理店へご連絡ください。  
脱退手続きとともに規定の解約返戻保険料を原則団体（一社）全国農業会議所）からご指定の口座へお振り込みいたします。

\*補足

脱退の際には保険料の返戻が発生する可能性があります。返戻時の口座をご指定ください。

## II. 補償内容について

### 1. 傷害「ケガ」補償について

国内・国外を問わず、急激かつ偶然な外来の事故によりケガを補償します。補償される種類は、①就農研修中のみ補償と②24時間補償があります。就農研修中のみ補償する場合、研修先への往復途上も含まれます。

「ケガ」を伴わない死亡も、「急激・偶然・外来の事故」に起因するものであれば、補償の対象となります。例えば、「高所からの墜落による即死」「煙・ガス等によって空気が遮断されて死亡する窒息死」などは補償の対象となります。また、有毒ガスや有毒物質による急性中毒も対象となります。

Q 1. 病気による入通院も、補償の対象になりますか？

A 1. この制度では、急激かつ偶然な外来な事故によるケガが原因によるものの補償となっておりますので、病気による入通院は、対象外となります。

Q 2. 就農研修中のケガだけでなく、プライベート中のケガも補償されますか？

A 2. 研修中のみ補償タイプ（Aタイプ・Bタイプ）の場合は、研修中のみ（往復途上を含みます）の補償ですので、対象となりません。

24時間補償タイプ（A 2タイプ・B 2タイプ）の場合は、プライベート中のケガも補償の対象となります。

Q 3. 自動車やバイクで研修先へ向かう際の事故も補償の対象になりますか？

A 3. 往復途上であれば自動車・バイク運転中のケガは、補償の対象になります。ただし、無資格運転や酒気帯び運転中の事故は対象になりません。

Q 4. 地震・噴火や津波・放射能汚染によるケガも対象となりますか？

A 4. 対象となりません。

Q 5. 腰痛・関節症等のケガは、補償の対象となりますか？

A 5. 急激・偶然・外来の事故によるケガであれば、対象となります。

Q 6. 研修中に熱中症となった場合、補償の対象となりますか？

A 6. 対象となりません。

## 2. 賠償責任の補償について

### 就農研修中の賠償責任（施設賠償責任保険＋生産物賠償責任保険）

#### ●施設賠償責任保険

加入者が、就農研修で使用する施設の所有・使用・管理に起因して、または施設の内外で行う就農研修に起因して、他人の身体に障害を与えたり、財物に損害を与えたことにより、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害について保険金をお支払いいたします。

#### ●生産物賠償責任保険

加入者が、就農研修によって生産・販売された農産物等に起因して、他人の身体に障害を与えたり、財物に損害を与えたことにより、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害について保険金をお支払いいたします。

Q 1. 研修先の農機具を壊してしまった場合、補償の対象となりますか？

A 1. Cタイプにご加入であれば、補償の対象となります。

ただし、免責金額が5,000円なので、賠償金額が5,000円以下の場合は、保険金が支払われません。また、保険金の支払限度額は200万円です。

Q 2. 農機具を使用中、誤って通行人にケガをさせてしまった場合、補償の対象となりますか？

A 2. 賠償責任保険C・Dいずれのタイプにご加入でも補償の対象となります。

Q 3. 指導を受けて農薬を散布したのだが、農薬の希釈を誤ったことに気づかず散布し、収穫した農作物を購入消費した消費者が食中毒で入院してしまった場合、補償の対象となりますか？

A 3. 賠償責任保険C・Dいずれのタイプにご加入でも補償の対象となります。

Q 4. 公道を農耕作業用小型特殊自動車で行き中にハンドル操作を誤り、農耕作業用小型特殊自動車を損壊した場合、補償の対象となりますか？

A 4. 公道を走行中の事故は補償の対象外です。

Q 5. 農業用に使用しているトラックの運転を誤り、トラックを損壊した場合、補償の対象となりますか？

A 5. 農業用に使用していても、トラックは自動車の種別が普通自動車（貨物自動車）であり、農耕作業用小型特殊自動車ではありません。したがって、就農研修中の賠償責任（施設賠償責任保険＋生産物賠償責任保険）の補償の対象外です。

ちなみに、トラックの損壊は任意の自動車保険での補償となります。